

# 第6回いわての森林づくり県民税事業評価委員会

日 時：平成31年3月26日（火）10：00～

場 所：エスポワールいわて 2階 大ホール

## 次 第

1 開 会

2 議 題

(1) いわて環境の森整備事業の施工地審査について

(2) 県民参加の森林づくり促進事業の企画審査について

3 そ の 他

4 閉 会

# いわての森林づくり県民税事業評価委員会委員名簿

(平成30年7月19日現在)

氏名	役職名等	備考
石川 公一郎	株式会社シオン 代表取締役	
岩田 智	岩手県立大学宮古短期大学部 教授	
岡田 秀二	富士大学 学長	
小山田 四一	一戸町立図書館 館長	
國崎 貴嗣	岩手大学農学部（環境科学系） 准教授	
佐藤 重昭	徳清倉庫株式会社 代表取締役	
佐藤 誠司	岩手県商工会議所連合会 事務局長	
橋浦 栄一	岩手県消費者団体連絡協議会 常任幹事	
吉野 英岐	岩手県立大学総合政策学部 学部長	御欠席
若生 和江	環境アドバイザー	

(五十音順)

1 委員 10名

2 任期 平成30年7月19日～平成32年7月18日

第6回いわての森林づくり県民税事業評価委員会 県関係出席者名簿

役 職 等	氏 名	備 考
農林水産部 技監兼林務担当技監	阿 部 義 樹	
林業振興課 総括課長	大 畑 光 宏	
振興担当課長	及 川 明 宏	
主任主査	高 芝 俊 雄	
主 査	西 川 祐 児	
主 査	鈴 木 将 人	
主 事	山 本 有 美	
森林整備課 技術主幹兼計画担当課長	工 藤 亘	
主任主査	菊 地 明 子	
主 査	小笠原 良 和	
盛岡広域振興局林務部 主任主査	土 橋 浩	
盛岡広域振興局林務部 主 査	栗 野 義 之	
盛岡広域振興局林務部 いわて環境の森整備推進員	小 林 静 夫	
盛岡広域振興局林務部 いわて環境の森整備推進員	藤 田 隆 二	
県南広域振興局林務部 主 査	高 橋 秀 樹	
花巻農林振興センター 主任林業普及指導員	木 村 経 三	
花巻農林振興センター 主任行政専門員	照 井 重 光	
花巻農林振興センター いわて環境の森整備推進員	菊 池 継 彦	
一関農林振興センター 上席林業普及指導員	畠 山 雅 史	
沿岸広域振興局農林部 上席林業普及指導員	中 村 文 治	
大船渡農林振興センター 主任主査	石 川 陽 明	
大船渡農林振興センター 技 師	森 諒 平	
宮古農林振興センター林務室 主査林業普及指導員	中 嶋 康	
宮古農林振興センター林務室 技 師	山 下 敏 仁	
宮古農林振興センター林務室 いわて環境の森整備推進員	伊 藤 秀 一	
岩泉林務出張所 主査林業普及指導員	大 橋 一 雄	
県北広域振興局林務部 主査林業普及指導員	金 田 弘 次	
県北広域振興局林務部 技 師	小 原 健 史	
二戸農林振興センター林務室 林業振興課長 兼上席林業普及指導員	村 山 裕	
二戸農林振興センター林務室 技 師	及 川 純	

平成 30 年度いわて環境の森整備事業 施工地選定審査基準(審査)

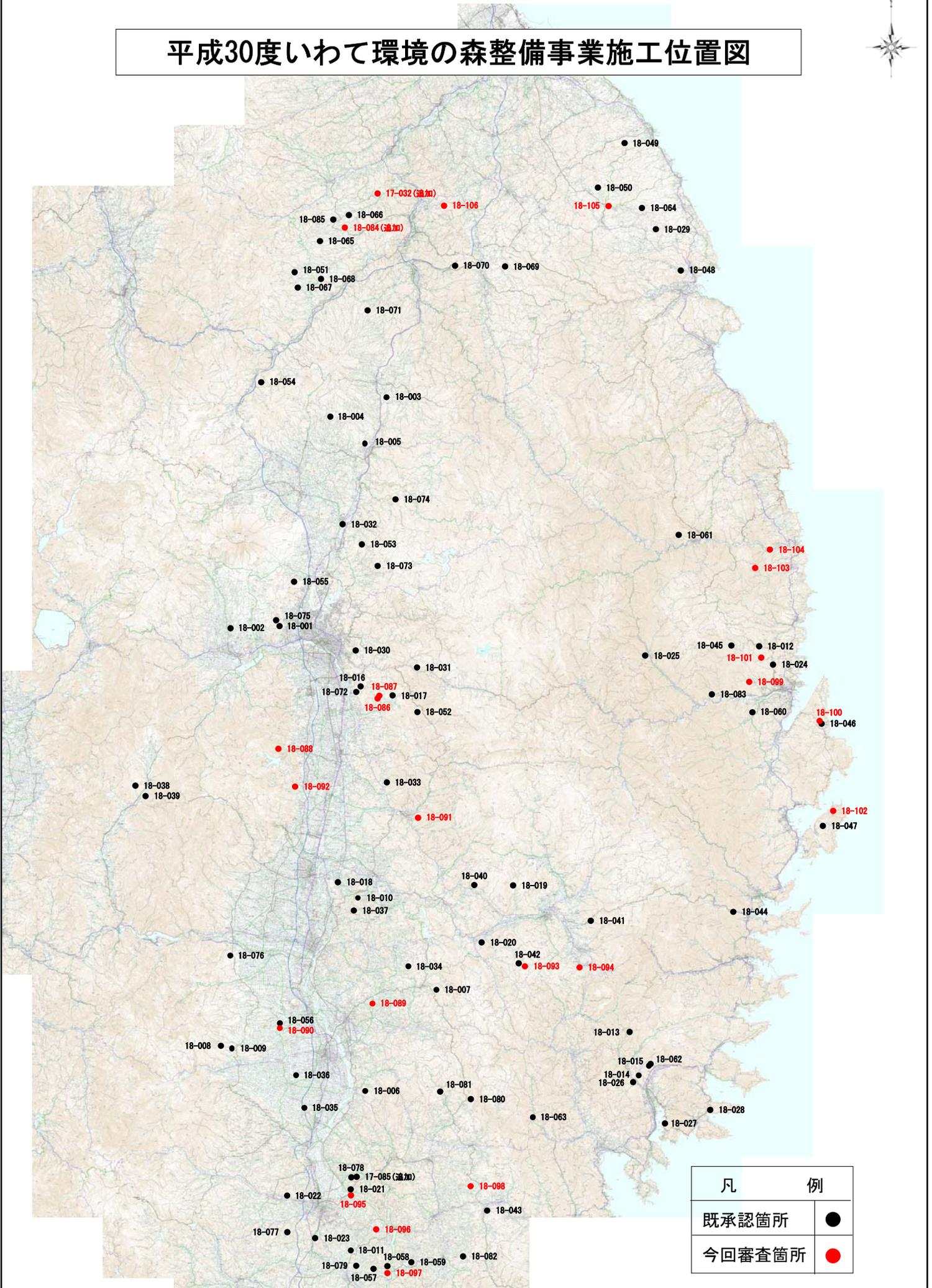
いわて環境の森整備事業の施工地選定審査に当たっては、下表に掲げる基準を満たしているものを適とする。

審査項目		審査基準
森 林 に 関 す る 事 項	事業対象森林	① 私有林であること。
		② 人工林であること。
		③ 公益林であること。 ア 水源地域等の上流域の森林 イ 野生動植物生育の場として重要な森林 ウ 自然林に戻すことによって、景観的な多様性の維持・向上を図るべき森林 エ 上記に準ずる森林
		④ 保安林の場合は以下であること。 ア 損失補償の対象となっていないこと イ 既往の治山事業施工地でないなど、治山事業の採択基準を満たしていないこと ウ 採択基準を満たしていても、一定の期間にわたって森林整備を実施できていないこと
	採択基準	⑤ 対象樹種は、原則として人工林であるスギ、カラマツ、アカマツ等の針葉樹であること。 ただし、アカマツ天然生林においても、地域において保全上重要な森林については、対象とするものとする。
		⑥ 対象齢級は、原則として 4 から 10 齢級であること。 ただし、3 齢級以下及び 11 齢級以上であっても、地域において保全上重要な森林で、本事業の計画に加えるべき森林については、対象齢級として取扱うものであること。
		⑦ 1 施工地の面積は、0.3ヘクタール以上であって、原則として1ヘクタール以上の団地であること。 ただし、団地の考え方(団地性の判断)については、各施工地の相互の間隔が概ね 10 キロメートル以内の範囲であるものとする。(概ね半径 10 キロメートルの円内にすべての施工地が含まれること。)
森林所有者に関する事項	⑧ 協定書の締結に同意していること。 (現時点では口頭による確認)	

平成30年度いわて環境の森整備事業施工予定地一覧表(補助)

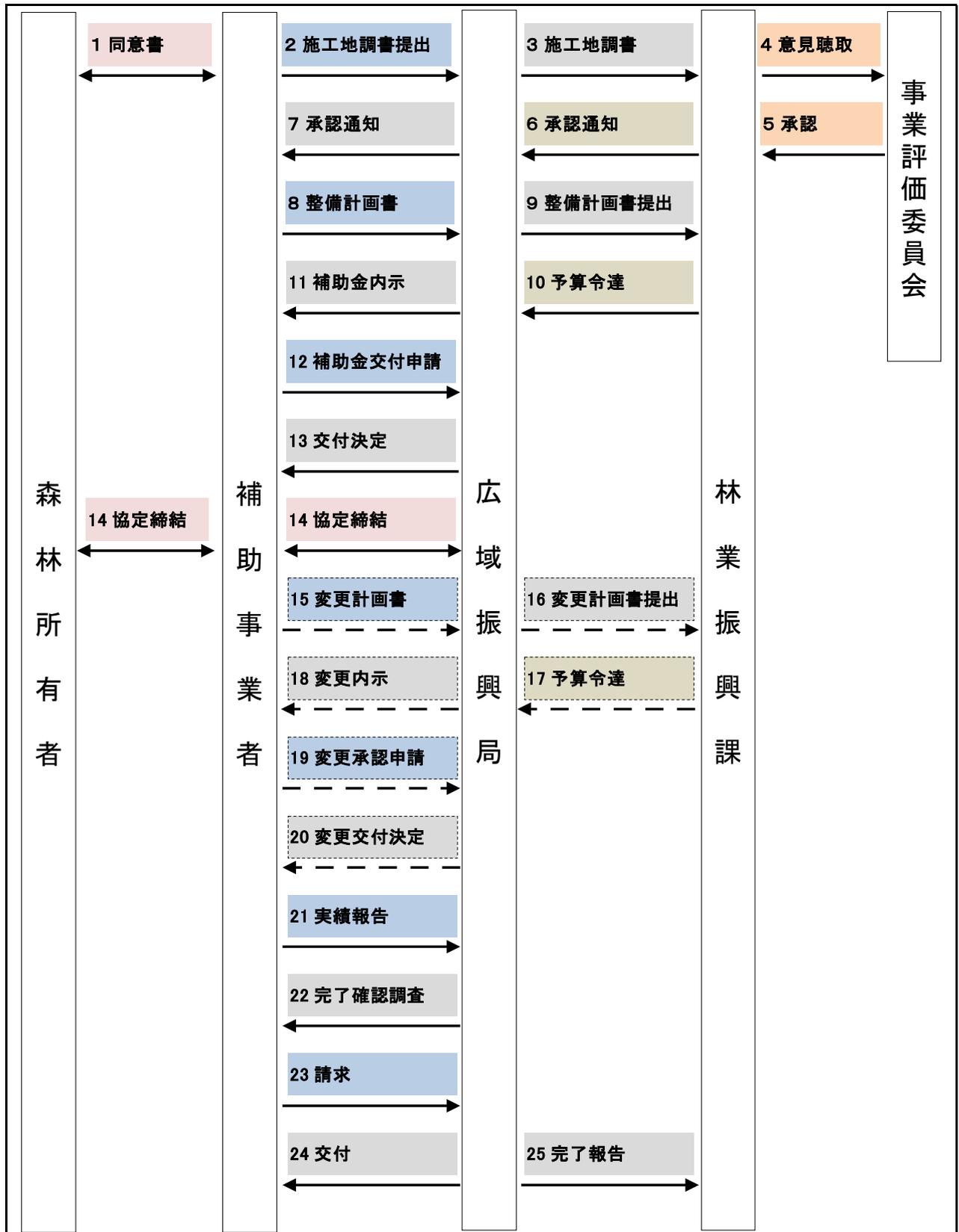
連番	受付番号	市町村	大字	字	樹種	面積 (ha)	林齢 (年生)	申請者	特記事項
001	18 086	盛岡市	大ヶ生	第27地割ほか 地内	スギ	3.46	35~48	(株)イワリン	
002	18 087	盛岡市	大ヶ生	第30地割 地内	スギ	4.15	43	(株)イワリン	
003	18 088	紫波町	土館	大岩ノ目ほか 地内	スギ	1.19	43~50	盛岡広域森林組合	
004	18 089	奥州市	江刺岩谷堂	高畑ほか 地内	スギ、ヒノキ	5.21	19~49	岩手県森林整備協同組合	
005	18 090	金ヶ崎町	永沢	松本館ほか 地内	スギ	9.59	24~70	奥州地方森林組合	スギ 60年生 2.43ha、スギ 70年生 0.14ha
006	18 091	花巻市	大迫町	内川目第48地割 地内	スギ、ヒノキ	4.46	31~36	花巻市森林組合	
007	18 092	花巻市	石鳥谷町	大瀬川第1地割 地内	スギ	4.08	21	岩手県森林組合連合会	
008	18 093	遠野市	小友町	第46地割 地内	スギ	1.20	33	岩手県森林整備協同組合	
009	18 094	遠野市	上郷町	細越16地割ほか 地内	スギ、アカマツ、ヒノキ	9.83	22~44	遠野地方森林組合	
010	18 095	一関市	孤禅寺	草ヶ沢 地内	スギ	2.69	34~58	(特非)緑の相談室	スギ 58年生 0.99ha
011	18 096	一関市	弥栄	久保田 地内	スギ	1.65	44~50	(特非)緑の相談室	
012	18 097	一関市	花泉町日形	井戸沢ほか 地内	スギ、ヒノキ	5.17	19~58	一関地方森林組合	スギ 58年生 0.38ha
013	18 098	一関市	千厩町奥玉	村松ほか 地内	スギ、ヒノキ	3.25	18~55	一関地方森林組合	スギ 55年生 0.43ha
014	18 099	宮古市	千徳	第27地割 地内	スギ、アカマツ	1.27	47	宮古地方森林組合	
015	18 100	宮古市	音部	第9地割ほか 地内	スギ、アカマツ	2.51	44~48	岩手県森林整備協同組合	
016	18 101	宮古市	崎山	第7地割ほか 地内	スギ、アカマツ	15.65	33~50	岩手県森林整備協同組合	
017	18 102	山田町	船越	第23地割 地内	スギ、アカマツ	35.35	46~50	岩手県森林整備協同組合	
018	18 103	岩泉町	猿沢	外山	スギ	2.04	16~43	岩泉町森林組合	
019	18 104	岩泉町	中島	外川目ほか 地内	スギ、ヒノキ	3.90	16~55	岩泉町森林組合	スギ 55年生 0.68ha
020	18 105	洋野町	大野	第56地割ほか 地内	スギ、アカマツ、カラマツ	18.24	18~48	岩手県森林整備協同組合	
021	18 106	二戸市	仁左平	沢内	スギ	2.52	19	二戸地方森林組合	
022	17 032	二戸市	野々上	大久保	スギ	0.46	35~36	二戸地方森林組合	追加申請(H29第2回委員会 承認面積 1.90ha)
023	18 084	二戸市	上斗米	上野	スギ	1.57	35~45	二戸地方森林組合	追加申請(H30第5回委員会 承認面積 2.39ha)
a	今回計	23施工地				139.44			
b	平成30年度既承認面積					439.68			
c	a + b					579.12			

# 平成30年度いわて環境の森整備事業施工位置図



いわて環境の森整備事業の実施に係る事務手続きについて

1 いわて環境の森整備事業の事務手続きフロー



【凡例】

所有者と補助事業者の  
事務手続き

補助事業者の  
事務手続き

振興局等の  
事務手続き

県庁の  
事務手続き

評価委員会の  
事務手続き

点線は変更時の  
事務手続き

## 2 関係例規

- (1) 岩手県補助金交付規則〔p 3〕
- (2) いわて環境の森整備事業補助金交付要綱〔p 7〕
- (3) いわて環境の森整備事業補助実施要領〔p 23〕
- (4) いわて環境の森整備事業（混交林誘導伐）補助実施要領の運用について〔p 43〕
- (5) いわて環境の森整備事業（補助）審査要領〔p 79〕
- (6) いわて環境の森整備事業（補助）完了確認調査要領〔p 83〕

## 3 いわて環境の森整備事業の事務手続きの特徴

### (1) 事業評価委員会における施工地調書の審査

いわて環境の森整備事業は、岩手県独自の超過課税である、いわての森林づくり県民税を財源として実施していることから、税の使途を県民に明らかにし、透明性の確保を図るため、事業評価委員会において、施工地の選定を審議している。

（フロー図：2～7）

〔参考〕 他の補助事業では、事前の要望調査等はあるが、フロー図8の計画書から、事務手続きが開始されることが一般的。

### (2) 森林所有者・事業主体・県による協定書の締結

いわて環境の森整備事業では、水源のかん養、県土の保全などの施工地の森林が発揮すべき公益的機能を三者（森林所有者・事業主体・県）が協力して保全することを目的に、皆伐や転用等を制限する20年間の協定を締結している。

（フロー図：14）

### (3) 県による現地調査の回数が多い

いわて環境の森整備事業では、施工地調書、整備計画書、変更整備計画書の提出時及び完了確認調査の際に、事業主体の立会のもと、振興局の職員が3～4回の現地調査を行っている。

（フロー図：2、8、15、22）

なお、事業体では、振興局等による現地確認のほか、所有者との境界確認、施工地調書作成のための事前調査、交付決定後の測量・立木調査、現場作業の管理などのため、10数回以上も施工地に行くこともあるとのこと。

〔参考〕 他の補助事業の振興局職員による現地調査は、完了確認調査の1回のみの場合が多い。

### (4) 計画書の作成時に詳細な現地調査が必要

いわて環境の森整備事業では、施工地の状況に応じた単価設定を行っているため、計画書の作成に当たっては、樹種、林齢、面積のほか、立木本数、伐採本数、樹高、胸高直径、形状比など、詳細な現地調査を行うことを求めている。

（フロー図：2、8、15 運用：様式第2号別紙2）

〔参考〕 他の補助事業では、面積、樹種、林齢などの現況把握で申請が可能。

平成31年度 県民参加の森林づくり促進事業 企画応募団体一覧表

(金額単位:円)

番号	団体所在地	事業区分	採択回数	応募団体名	事業名	補助対象額(企画書)	
						H30	H31
1	盛岡市	森林整備	5	親林遊山活樹倶楽部	雪害によって生じた折損木・倒木処理、除去などの森林整備	316,141	234,026
2	滝沢市	森林整備	6	一般社団法人東北地域環境計画研究会	イヌワシの森整備事業	322,000	236,000
3	矢巾町	森林整備	10	間伐ボランティアいわて	ボランティアによる間伐、除伐、刈り払い、雪害による折損木の除去などの森林整備活動	803,100	470,920
4	雫石町	森林整備	3	森守の盛	森守の盛森林整備事業2019	228,350	253,950
5	奥州市	森林整備	3	生母生産森林組合	ボランティア等による下草刈り、忌避剤散布等の森林整備活動	220,314	308,636
6	北上市	森林整備	11	特定非営利活動法人わが流域環境ネット	平良木地区森林整備事業	410,098	414,414
7	一関市	森林整備	1	いちのせき薪の会	ボランティアによる間伐、除伐、刈り払い等の森林整備	610,826	910,168
8	宮古市	森林整備	12	森を考える会	楽しい森林・林業体験事業	684,610	512,214
9	久慈市	森林整備	2	くじ☆ラボ	平庭高原ガーデニング『日本一の白樺美林』魅力アップ事業	545,200	826,444
10	盛岡市	人材育成	11	NPO法人いわて森林再生研究会	森のチェーンソー講座(森林作業の安全技術研修)	999,000	1,000,000
11	紫波町	人材育成	4	NPO法人紫波みらい研究所	紫波みらい研究所里山づくりプロジェクト	983,084	989,287
12	大槌町	人材育成	新	特定非営利活動法人吉里吉里国	大槌100年杉プロジェクト(大槌の林業人材育成事業と森林保全整備エリア開拓)		612,990
13	住田町	人材育成	新	すみた山守育成プロジェクト	山守育成プロジェクトin住田町		1,000,000
14	盛岡市	森林学習	9	特定非営利活動法人緑の相談室	親子で木とのふれあい事業	100,000	100,000
15	盛岡市	森林学習	9	なのりの里生き生きプロジェクト	なのりの里 生き生きプロジェクト事業	443,500	373,500
16	盛岡市	森林学習	8	鹿妻穴堰土地改良区	県民参加の森林づくり促進事業	580,000	580,000
17	盛岡市	森林学習	4	特定非営利活動法人日本メイプル協会	視覚障害者のための「森の探検隊」	665,792	631,900
18	盛岡市	森林学習	2	いわて森林インストラクター会(盛岡地区)	森林環境学習安全管理研修実習事業	82,500	156,262
19	盛岡市	森林学習	1	自然世塾	自然世塾第23期講座(2019年度)	562,830	438,906
20	盛岡市	森林学習	1	ツリークライミング®やまねっこ	ツリークライミング®体験と森林勉強会2019	507,340	509,120
21	八幡平市	森林学習	2	五日市里山を考える会	かみの森公園活用事業	921,000	521,860
22	雫石町	森林学習	6	特定非営利活動法人わらしゃんど雫石	平成31年度いわての森とふれあう森林体験学習推進事業	414,060	391,340
23	奥州市	森林学習	4	ノームの会	ノームの森づくり事業	274,220	231,896
24	遠野市	森林学習	6	NPO法人遠野エコネット	森林ボランティア育成事業	1,000,000	989,700
25	一関市	森林学習	8	NPO法人里山自然学校はずみの里	森林学習会	88,250	106,420
26	一関市	森林学習	7	地縁団体奥玉愛林公益会	どんぐりの森づくり大作戦	451,810	416,500
27	一関市	森林学習	2	金沢生産森林組合	森林総合学習(①森林教室、②森林作業体験会～ヒノキ枝打ち作業～)	219,524	147,144
28	久慈市	森林学習	6	久慈地方木材青壮年協議会	親子で木とのふれあい体験	305,300	287,080
29	二戸市	森林学習	6	馬淵川上流域森林・林業活性化センター	カンオペアフォレストスクール事業	249,000	264,000
30	遠野市	県産材利用	13	遠野市	とおの里山美林推進事業	1,000,000	1,000,000
31	宮古市	被災地枠	10	宮古市	みやこ市民の森づくり事業	810,051	1,000,000
32	宮古市	被災地枠	1	三陸鉄道株式会社	公共交通機関への県産材活用促進事業	999,043	980,100
33	宮古市	被災地枠	1	社会福祉法人慈愛会	宮古市園児への地域材ふれあい推進事業	996,840	993,600
34	宮古市	被災地枠	新	学校法人東北トリック学園小百合保育園	宮古市園児への地域材ふれあい推進事業		1,000,000
35	岩泉町	被災地枠	2	岩泉町	持続可能な森林整備に向けた技術教材による普及啓発事業		900,000

県民参加の森林づくり促進事業実施要領

(目的)

第1 この要領は、別表県民参加の森林づくり促進事業(以下「事業」という。)を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定める。

(事業の内容)

第2 この事業は、県民自らが地域で主体的に取り組む別表記載の活動を支援し、県民の森林づくりへの理解の醸成と積極的な参画を促進するものである。

(県の助成)

第3 広域振興局長は、事業の実施に要する経費について、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則(昭和32年岩手県規則第71号)、県民参加の森林づくり促進事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)、その他関係規程に基づき補助する。

(事業の企画募集)

第4 知事は、別に定める県民参加の森林づくり促進事業企画募集要領(以下「募集要領」という。)に基づき、事業の企画募集を行う。

2 別表中の活動区分の1のうち、活動内容の(1)に該当する活動については、原則として事業実施後1年以内に市町村森林整備計画が変更され公益林になることが見込まれる箇所を整備対象とする企画書にあっては、市町村長がその旨を証する書面を添付するものとする。

(応募手続)

第5 応募を希望する団体(以下「応募団体」という。)は、募集要領に基づき、企画書を所管の広域振興局長に提出するものとする。

2 広域振興局長は、提出のあった企画書について、当該内容を確認のうえ、農林水産部長に進達するものとする。なお、別表中の活動区分の1のうち、活動内容の(1)に該当する活動については、整備対象森林の区分を併せて確認するものとする。

(審査、決定)

第6 知事は、別に定めるいわての森林づくり県民税事業評価委員会における企画書の選定に係る審議結果を踏まえ、採択する企画書を決定し、その結果を応募団体へ通知する。なお、応募団体に通知する際は、広域振興局長を通じて行うものとする。

(補助金交付決定報告)

第7 広域振興局長は、要綱等に基づき補助金の交付を決定したときは、速やかに、農林水産部長にその旨報告するものとする。

(完了確認)

第8 広域振興局長は、要綱に定める事業実績書の提出があったときは、書類検査及び現地検査を行うものとする。

(実績報告)

第9 広域振興局長は、要綱等に基づき補助金を交付したときは、速やかに、農林水産部長にその旨報告するものとする。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月21日から施行し、平成18年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成19年4月10日から施行し、平成19年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成20年3月31日から施行し、平成20年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月25日から施行する。

別表

活動区分	活動内容	備考
1 森林をつくる活動	(1) 森林整備活動	① 未利用のまま放置されている里山林の再生及び新たな活用を図るための森林整備活動 ② 上下流域の住民団体等が連携して行う森林づくり活動 ③ 野生鳥獣との共生、自然植生の保全・保護を目的とした森林整備活動
	(2) 森林所有者への啓発活動	森林所有者等に対して森林整備の必要性等を周知する普及啓発活動
2 森林の手入れを行う多様な担い手を育成する活動	人材育成活動	県民の森林整備への参加を促すために実施する、新たに森林整備活動を行う個人又は営利を目的としない団体等を対象とした森林施業等の研修活動
3 森林を学び活かす活動	県民理解を促進する活動	森林の公益的機能や森林整備の必要性などを学ぶ森林環境学習活動
4 森林資源を活かす活動	循環型社会形成のための県産材利用活動	① 小学校、中学校又は高等学校の児童生徒等を対象に行われる森林環境学習と連動した教育施設における木材・木材製品などの県産材利用促進活動 ② 木材利用による環境保全効果等を周知する普及啓発活動と連動した公共的施設における木材・木材製品などの県産材利用促進活動 ③ 森林公園などの森林レクリエーションを目的とした公共的施設における県産材利用促進活動
5 森林資源を沿岸被災地の支援のために活かす活動	(1) 森林資源の利用を促進する活動	森林整備活動によって産出される林産物を、沿岸被災地の支援を目的として活用する森林資源利用促進活動
	(2) 県産材の利用を促進する活動	木材利用による環境保全効果等を周知する普及啓発活動と連動した沿岸被災地における木材・木材製品等の県産材利用促進活動

平成31年度県民参加の森林づくり促進事業企画募集要領

1 募集趣旨

県では「いわての森林づくり県民税」を活用して、県民の皆さんが取り組む森林整備活動や森林環境学習活動等を支援しています。

県民の皆さんのアイデアと主体的な参加による活動についての企画を募集します。

2 募集対象活動

(1) 対象となる活動（表-1）

活動区分	活動内容	対象団体
1 森林をつくる活動	(1) 森林整備活動 （※1） ① 未利用のまま放置されている里山林の再生及び新たな活用を図るための森林整備活動 ② 上下流の住民団体等が連携して行う森林づくり活動 ③ 野生鳥獣との共生、自然植生の保全・保護を目的とした森林整備活動 例) <ul style="list-style-type: none"><li>・NPO団体や地域住民による間伐等の森林整備</li><li>・企業による森づくりボランティア活動</li></ul>	市町村 各種団体（※5） NPO団体 県内に事務所又は事業所を有する法人
	(2) 森林所有者への啓発活動 森林所有者等に対して森林整備の必要性等を周知する普及啓発活動	
2 森林の手入れを行う多様な人材育成活動	人材育成活動 県民の森林整備への参加を促すために実施する、新たに森林整備活動を行う個人又は営利を目的としない団体等（※2）を対象とした森林施業等の研修活動 例) <ul style="list-style-type: none"><li>・新たな森林整備ボランティア団体を育成するための研修会の開催</li></ul>	県内に事務所又は事業所を有する法人
3 森林を学び活かす活動	県民理解を促進する活動 森林の公益的機能や森林整備の必要性などを学ぶ森林環境学習活動（※3） 例) <ul style="list-style-type: none"><li>・学校林等での森林整備等を通じた森林環境学習</li><li>・森林環境学習の一環として実施する木工教室（※4）、しいたけ植菌体験、炭焼体験等の体験学習や関連学習会の開催</li></ul>	
4 森林資源を活かす活動	循環型社会形成のための県産材利用活動（※6） ① 小学校、中学校又は高等学校の児童生徒等を対象に行われる森林環境学習と連動した教育施設（※7）における木材・木材製品などの県産材（※8）利用促進活動 ② 木材利用による環境保全効果等を周知する普及啓発活動と連動した公共的施設（※9）における木材・木材製品などの県産材利用促進活動 ③ 森林公園などの森林レクリエーションを目的とした公共的施設における県産材利用促進活動 例) <ul style="list-style-type: none"><li>・地元で製材加工した地元材による木製品を教育施設に設置するとともに、児童生徒を対象とした森林環境学習会を開催</li><li>・県産材で製作したテーブルや椅子を公民館などに設置するとともに、地域住民を対象とした森林環境学習会を開催</li><li>・県産材で製作した案内板等を公的森林公園に設置</li></ul>	①は市町村 各種団体（※10） ②、③は市町村
5 森林資源を沿岸被災地（※11）のために活かす活動 [被災地枠]	(1) 森林資源の利用を促進する活動 森林整備活動（※1）によって産出される林産物を、沿岸被災地の支援を目的として活用する森林資源利用促進活動 例) <ul style="list-style-type: none"><li>・森林整備活動によって生じた間伐材を薪などに加工し、燃料として被災地に提供</li><li>・森林整備活動によって生じた間伐材を活用し、木製遊具や木製ベンチなどの木製品を製作</li></ul>	市町村 各種団体 NPO団体 県内に事務所又は事業所を有する法人
	(2) 県産材の利用を促進する活動 木材利用による環境保全効果等を周知する普及啓発活動と連動した沿岸被災地における木材・木材製品などの県産材利用促進活動（※12） 例) <ul style="list-style-type: none"><li>・県産材で製作したテーブルや椅子を公民館などに設置するとともに、地域住民を対象とした森林環境学習会を開催</li></ul>	市町村

## 【対象となる活動（表－1）の注意事項】

- (※1) 活動の対象森林は、県内の民有林のうち公益林（市町村森林整備計画に定める生態系保全森林、生活環境保全森林、県土水源保全森林のいずれかに区分される森林）及び公益林になることが見込まれる箇所とします。（原則として事業実施後1年以内に該当する市町村の森林整備計画が変更されること。なお、実施団体は、市町村長がこの旨を証する書面を企画書に添付すること。）
- ただし、当該年度に他の補助事業が導入される森林は対象外とします。
- (※2) 森林所有者のほか、設立後2年以内の森林ボランティアや活動団体等とします。
- (※3) 本事業でいう森林環境学習とは、森林内での整備活動や森林環境観察活動等のフィールドワークを通じた学習、森林の役割や重要性等についてパネルや映像等を活用し、知見を有する者による講演・説明や意見交換・話し合い等により行う学習とします。
- (※4) 木工教室での製作物は「本立て」や「巣箱」等の簡易なものとし、参加者一人当たりの材料費は別表の金額を上限とします。
- (※5) 各種団体とは、非営利の団体で規約等の定めがあり、総会が開催される団体に限ります。
- (※6) 本活動は、単なる県産材木製品の設置ではなく、森林環境学習や普及啓発活動と一体的に行い、いわての森林づくり県民税の事業効果を発現させるものを対象とします。
- (※7) 教育施設とは、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、児童館及び託児施設とします。
- (※8) 本事業でいう県産材は、県内で伐採された原木を、県内で加工した丸太、製材品、集成材、合板及びフローリング<sup>(※)</sup>とし、岩手県産材証明制度又は森林認証制度により確認した木材とし、併せて品質が確認された木材とします。
- また、木工教室で使用する木材は、県内の森林から伐り出され、加工されたことを製材所等により証明されたものであれば可とします。
- ※フローリングは、止むを得ない事情により、県内の森林で伐採された原木を、県外で加工した丸太、製材品、集成材、合板及びフローリング並びに県内の森林で伐採された原木を原材料として50%以上用いて県内で加工した丸太及び製材品から生産された集成材、合板及びフローリングを含むものとします。
- (※9) 公共的施設とは、医療施設、商業施設、官公庁施設、宿泊施設、社会福祉施設、教育文化施設、公共交通機関の施設、道路、公園、その他不特定多数の者が利用できる施設とします。
- (※10) 「4 森林資源を活かす活動」①の活動の応募団体は、市町村、民法（明治29年法律第89号）第34条に定める公益法人、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に定める社会福祉法人及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に定める学校法人に限ります。
- (※11) 沿岸被災地とは、東日本大震災での被害市町村のうち、宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村及び洋野町とします。
- (※12) 本活動は、単なる県産材利用施設の整備等ではなく、木材利用による環境保全効果等を周知する普及啓発と一体的に行うものとし、いわての森林づくり県民税の事業効果を発現させるものを対象とします。

### (2) 対象外の活動

- ① 既に他の機関等から補助・助成等を受けている、又は受ける予定のある活動。
- ② 他の事業等で導入した施設の更新に該当する活動。
- ③ 施設の整備に該当する活動。ただし、以下のものは対象とします。
  - ア いわての森林づくり県民税の事業効果等を周知・啓発するための看板の設置
  - イ 「4 森林資源を活かす活動」で実施する、教育施設や公共的施設への木材・木材製品等の設置
  - ウ 「5 森林資源を沿岸被災地のために活かす活動」のうち「(2)県産材の利用を促進する活動」で実施する木材・木材製品等の設置
- ④ 特定の者の利益になると認められる活動。
- ⑤ 政治的又は宗教的宣伝を目的として行うと認められる活動。
- ⑥ 安全対策等が不十分と認められる活動。
- ⑦ その他、当該事業としてふさわしくないと認められる活動。

### 3 事業実施期間

補助金交付決定の日から平成32年3月20日まで

#### 4 応募対象団体

市町村、各種団体（団体の組織、運営等に関する規約があり、定期総会を開催する非営利団体）、NPO団体、県内に事務所又は事業所を有する法人

#### 5 補助対象経費等

(1) 補助対象経費は以下のとおりですが、採択の際に条件等を付す場合があります。

(表-2)

費目	内容	
賃金	外部補助員賃金等	留意事項は別表（補助対象経費）のとおり
報償費	外部専門家謝金等	
旅費	外部専門家旅費等	
需用費	消耗品費、資料印刷費、燃料費等	
役務費	通信運搬費、傷害保険料等	
委託料	委託料	
使用料及び賃借料	会場使用料、バス借上料、機材借上料等	
原材料費	苗木代、木材代等	
備品購入費	機械機具等購入費	

(2) 補助対象外となる主な経費

- ① 活動団体構成員への金銭の支払と認められる経費
- ② 活動参加者への賃金、謝金、旅費、宿泊料及び報償費
- ③ 取得単価が5万円を超える物品及び備品の購入（5万円超過分は団体等の負担）
- ④ 活動場所となる森林の所有者に対する謝礼及び土地使用料

※（別表）補助対象経費も併せてご確認ください。

(3) 留意事項

- ① 賃金及び報償費は別表の金額を上限とし、上限超過分は団体の負担となります。
- ② 看板等の設置は、県民への効果的な周知が図られるものとし、華美又は高価なものとなせず、間伐発生材料の活用等、経済的、効率的な設置に努めてください。
- ③ 用具用品類及び機械機具類は、使用頻度が年に数回程度の場合、原則として借り入れ（使用料及び賃借料）としてください。
- ④ 森林整備活動で産出された林産物を薪や木炭として搬出する場合は、放射性物質検査を実施し、安全性を確認してください。（参考：「調理加熱用の薪及び木炭の当面の指標値の設定について」（平成23年11月2日付け林野庁通知）

#### 6 補助率

- (1) 1/3以内（上記2(1)の表-1中「4森林資源を活かす活動①②」）
- (2) 10/10以内（同「4森林資源を活かす活動①②」以外）

#### 7 補助額

定額〔1団体あたりの上限は100万円（4森林資源を活かす活動③除く）〕  
ただし、企画内容審査等の結果、経費の一部を査定する場合があります。

#### 8 企画の応募

(1) 応募期間

平成31年1月28日（月）から2月27日（水）まで

(2) 応募書類

以下の様式は全てA4版縦の用紙を使用してください。

- ①【様式第1号】平成31年度県民参加の森林づくり促進事業企画書について
- ②【様式第2号】企画書
- ③【様式第3号】団体の概要 ※市町村が応募する場合は不要
- ④【様式第4号】同意書 ※活動内容によっては不要
- ⑤【その他】団体のPR資料やパンフレット等活動内容、活動実績等に関する資料

(3) 書類の提出先

応募団体の住所地为管轄する各広域振興局林務部又は農林振興センター、岩泉林務出張所

9 企画書の審査

提出された企画書は、以下の基準により、いわての森林づくり県民税事業評価委員会で審査します。

審査の過程において、追加資料の提出等を依頼する場合があります。(その際の費用は、各団体の負担となります。)

(1) 整合性

企画内容は、当事業の目的、趣旨に合致しているか。

(2) 自主性

地域住民等の自主的な取り組みとなっているか。

(3) 具体性

事業が実行可能な計画、方法、予算等で立案されているか。

(4) 効果性

活動参加者等の森林への理解や森林を守り育てる意識の向上が見込まれるか。

地域の内外への波及効果が見込まれるか。

10 企画の採否及び通知

採否は「いわての森林づくり県民税事業評価委員会」の意見等を踏まえ、県が決定します。

結果は応募団体に通知するとともに、県ホームページに掲載します。

11 補助金の交付申請

事業実施に要する補助を受ける場合には、別途補助金交付申請手続きが必要となり、補助金交付決定後から使用する経費が補助対象となります。(交付決定前に使用した経費は団体負担)

12 事業の周知等

(1) 事業の広報媒体には、「いわての森林づくり県民税」を活用した事業であることを必ず明記してください。

(2) 事業実施の際、活動参加者への説明やマスコミ等から活動内容について取材を受けたときは、「いわての森林づくり県民税」を活用して事業を実施している旨を周知してください。(事業終了後も地域の内外にPR効果が波及するよう努めてください。)

(3) 継続して事業を行っている団体は、新たに活動に参加する人を増やすよう努めてください。

【周知の例】

- ・市町村広報紙等による事業内容の周知、参加者募集、報道機関等への情報提供。
- ・チラシや製作木工品等に「いわての森林づくり県民税」活用事業と表示。
- ・活動の際に「いわての森林づくり県民税」活用事業と周知、会場内への看板等の掲示。
- ・活動時に撮影する集合写真等にのぼり旗を活用し、団体の会報等に掲載。

いわての森林づくり県民税PR用のロゴマークを作成しておりますので、団体広報紙、看板、広報等に積極的に活用してください。（電子データが必要な場合は提供します。）



・いわての森林づくり県民税を活用した事業であることの記事記載例

「この活動は、「いわての森林づくり県民税」を活用して実施しています。」

また、各種活動の際の県民税PR用の「のぼり旗」を希望する団体に貸し出しますので、積極的な活用をお願いします。



### 13 安全対策の徹底

- (1) 活動参加者の安全対策には、万全を期すこととし、特に児童生徒が参加する活動の際は保護具着用の徹底等、事故の防止に最大限の注意を払ってください。
- (2) 活動に際しては、特別の理由がない限り傷害保険等へ加入してください。
- (3) 森林内や屋外等で活動する際は、事前に現場の点検を実施するとともに、ヘルメット等の保護具を着用してください。  
また、危害を加える恐れのある野生生物の状況確認等に努めてください。
- (4) 労働安全衛生規則等に定める安全講習等が必要な機械器具類を使用する場合は、事前に安全講習等を必ず受講し、安全に事業が実施できる体制を整えてください。
- (5) 森林整備活動等においてチェーンソーによる伐木等作業を行う場合は、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（厚生労働省）を踏まえ、参加者の安全確保対策・事故防止対策を徹底してください。
- (6) 活動参加者の健康状態の確認、服装・装備の点検を行ってください。
- (7) 安全対策参考資料等（ホームページ）

#### 【公益社団法人国土緑化推進機構】

子どもたちと森のステキな出会いのために ～森林体験学習活動を安全に行うためのQ&A～

#### 【森づくり安全技術・技能全国推進協議会】

森づくり安全技術マニュアル 等

(別表) 補助対象経費

費目	内容	留意事項
賃金	外部補助員の雇用に係る賃金	①1人1日当たり 11,000円を上限とする。 ②賃金の総額は、補助対象経費総額の1/3を上限とする。 ③散策路や登山道整備に係る賃金は、補助対象外とする。(森林整備に必要な最小限の作業道補修に係る賃金は対象とする)
報償費	外部専門家謝金等 (講師、技術指導者等)	①1人1時間当たり4,100円を上限とする。 ②外部専門家は、原則として県内の者に限り補助対象とする。 ただし、上下流の住民団体等が連携して行う活動で他県にまたがる場合や隣県の方が安価となる場合又は活動に必要な知識・経験や技術を有する者が県内に居ない場合であって、事業の目的及び内容から隣県者でなければならない理由が認められる場合は、この限りではない。 ③外部専門家を必要とする場合は、企画書に必要理由及び外部専門家の所属・職・氏名を記載すること。 ④間伐や枝打ち等の作業に係る外部技術指導者謝金は、上記上限のほか、1人1日当たり11,000円を上限とする。 ⑤活動参加者等へのお土産や記念品等の経費は、対象外とする。
旅費	外部専門家旅費等 (講師、技術指導者等)	外部専門家の旅費については、上記報償費②と同様の扱いとする。
需用費	消耗品費(事業に必要な機材・用具、事務用品等)、資料印刷費、燃料費(事業に必要なチェーンソーや刈払機等の機材燃料費)等	①ヘルメットは、計画内容等から判断し、使用頻度の高い場合に補助の対象とするが、50,000円を上限とする。なお、ヘルメットには「いわての森林づくり県民税活用事業」等と表示すること。 ②活動参加者等への粗品代、自家用車燃料費(他と区別が困難なもの)、木工教室の工具セット類、茶菓等の食糧費は、対象外とする。 ③林内作業用機材には、植物等由来成分の燃料の使用に努めること。
役務費	通信運搬費(郵送料等)、傷害保険料等	①事業の企画立案、連絡調整等の役務に係る費用で従事日数等の記録がある場合、事務局費として1団体につき10,000円を上限とし対象経費とする。 ②広告料(いわての森林づくり県民税活用事業と掲載する場合を除く)、電話料(他との区別が困難なもの)は、補助対象外とする。 ③傷害保険料は、掛金や保障内容等が記載された資料を添付すること。
委託料	委託料	委託料は、特殊技術を要する作業等で、活動団体自らで行うことが真に困難と判断される場合に限る。 なお、この場合の委託は事業の一部として実施するものとする。
使用料及び賃借料	会場料、貸切バス代、機材借上料等	①外部から調達しなければならないものに限り対象経費とし、見積書や料金表等により金額及び借用先等を明示すること。 ②活動団体構成員、地域住民及び関係団体等の協働により、刈払い機やチェーンソー等の機材を持ち寄って行う場合は、機材借上料の対象としない。
原材料費	苗木代(緑化木を含む。)、木材代、支柱代、肥料代、原木材、種駒代、活動PR用看板、木工教室材料費等	①苗木のうち、緑化木の購入については、事業趣旨及び活動計画に照らし、適正と判断された場合に限る。 ②木工教室の材料費は参加者1人当たり1,500円を上限とする。 ③活動周知用看板は、華美、高価なものとし、看板には「いわての森林づくり県民税活用事業」と表示すること。
備品購入費	チェーンソー等の機械機具等購入費 (備品の法定耐用年数以上にわたり事業計画を企画する場合に限る)	①備品は、性質形状を変えず、長期間の使用に耐えうる物品で取得単価が10,000円以上のものとする。ただし、取得単価が50,000円を超える分については団体等の負担とする。 ②備品は、森林づくり活動に使用する機械機具等を対象とし、使用頻度が低い物品やパソコン、デジタルカメラ等、補助事業以外に汎用性がある物品は対象外とする。 ③備品購入費の総額は、補助対象経費総額の1/3を上限とする。 ④備品購入後は、管理台帳を整備し、関連書類と併せて適切に保管すること。

※上記経費は社会通念上妥当な額で、活動に必要な最小限度のものとする。

※上記単価には所得税や消費税等を含むものとする。

様式第1号

年 月 日

岩手県知事様

(団体名)

(代表者 職・氏名)

印

(所在地) 〒

(電話番号)

平成31年度いわての森林づくり県民税県民参加の森林づくり促進事業企画書について  
標記について、募集要領に定める各規定に同意の上、下記のとおり関係書類を添えて提出します。

記

- 1 【様式第2号】企画書
- 2 【様式第3号】団体の概要
- 3 【様式第4号】同意書
- 4 【その他】 団体のPR資料やパンフレット、活動内容、活動実績に関する資料

企 画 書

団体名

1 事業名

[活動区分: ](募集要領2(1)の活動名を記載。複数活動を組み合わせる場合は主たる活動を記載のこと。)

2 事業目的

3 事業の効果(事業により期待される効果を記入。継続実施の場合は、実施した効果も記入すること。)

4 事業内容

(1) 活動内容

(2) 森林資源を活かす活動に供する森林資源等

(「4森林資源を活かす活動」及び「5森林資源を沿岸被災地支援を活かす活動」の場合に記入すること。)

ア 品目

イ 数量

ウ 設置(搬入)場所

エ 設置(搬入)する場所の所有者又は管理者

オ 設置(搬入)後の活用方法

(3) 普及啓発等の内容

ア 事業実施の周知方法

イ 「いわての森林づくり県民税」活用事業であることの周知方法

ウ 対象森林の活用方策〔1(1)森林整備活動の場合に記入すること。〕

エ 活動実施後の普及啓発方法

5 事業実施場所(位置図を添付のこと。森林整備活動を伴う場合は縮尺5千分の1程度の区域図も添付のこと。)

広域振興局等確認欄	公益林 ( )
-----------	---------

※森林整備活動を伴う場合、広域振興局等が森林区分を記載すること。

6 事業実施面積(1(1)森林整備活動の場合に記載することとし、実際に整備する面積を記載のこと。)

7 参加者予定数等

(1) 参加予定者数(延べ人数の場合は延べ〇人と記載すること。)

(2) 参加者の確保方法

8 対象森林の状況(森林整備活動を伴う場合に記載し、樹種及び林齢等を記載のこと。また、対象森林の写真を添付すること。)

9 事業実施計画

実施時期	実施内容	備考

10 活動を行う際の安全対策の内容(安全教育の内容、ヘルメットなどの保護具の着用、傷害保険加入、事故発生時の対応など具体的に記載すること。また、傷害保険に加入する場合は、補償内容が分かるパンフレット等の写しを添付すること。)

11 事業完了予定年月日

12 経費内訳(消費税相当額を含む)

(1) 収入の部

区 分	金 額 (円)	左記の内訳(円)			備 考
		補助対象額		補助 対象外	
		10/10以内	1/3以内		
県補助金(予定額)					
その他( )					
合 計					

(1) 支出の部

費 目	内 容 (品目・単価・数量等の積算内 訳)	金 額 (円)	左記の内訳(円)			備 考
			補助対象額		補助 対象外	
			10/10以内	1/3以内		
賃 金					(必要理由等)	
報償費					(必要理由等)	
旅 費						
需用費						
役務費						
委託料					(必要理由等)	
使用料及び 賃借料						
原材料費						
備 品 購入費					(法定耐用年数)	
合 計						

※1 賃金及び報償費は、必要理由、指導者所属や職種、従事時間数等を備考欄等に具体的に記入すること。

2 委託料は、必要な理由を備考欄等に具体的に記入すること。併せて見積書等を添付すること。

3 補助対象経費の上限を超えて支出する経費については、超過額を「補助対象外」欄に記入すること。

4 (表-1)「4森林資源を活かす活動」に要する経費は、上記表中の「1/3以内対象額」欄に記入すること。

5 備品購入費は、機材等の法定耐用年数以上にわたる複数年の計画を企画する場合に計上できること。  
また、単価等が記載されたカタログの写しを本書に添付すること。

団 体 の 概 要

団体名	
所在地等	〒 住 所 電 話 FAX Eメール
連絡先 (上記と異なる場合)	〒 住 所 電 話 FAX Eメール
代表者 職・氏名	職 名 氏 名
設立年月日	
設立目的	
構成員数	
活動実績	
添付書類	<input type="checkbox"/> 定款又は会則 <input type="checkbox"/> 役員名簿 <input type="checkbox"/> 活動実績資料(パンフレット、団体広報誌、関連資料など)

当団体は、以下の事項に該当する団体ではありません。

- 1 宗教や政治活動を主たる目的とした団体。
- 2 特定の公職者(候補者を含む)、又は政党等を推薦、支持、反対することを目的とする団体。
- 3 暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体。

団 体 名

代表者職氏名

注)市町村が実施主体の場合、本様式の提出は不要です。

様式第4号

年 月 日

( 実 施 団 体 ) 様

森林所有者氏名

印

同 意 書

貴団体が平成31年度に実施する、県民参加の森林づくり促進事業において、私の所有する下記森林を使用することに同意します。

記

森林の所在地

注) 森林をつくる活動、森林を学び活かす活動のうち、森林内で活動を行う場合に提出すること。

【複数年計画を企画し、経費に備品購入費(法定耐用年数5年)を計上しようとする場合。】

(企画書 5年計画の場合の記載例)

(1~8省略)

9 事業実施計画

実施時期	実施内容	備考
平成31年度		
4月	事前準備	
5月	受講者募集広告	
6月	第1回研修(安全研修)	
7月	第2回研修(間伐実習)	
9月	第3回研修(機材補修・点検)	
10月	第4回研修(間伐実習)	
11月	第5回研修(間伐実習)	
平成32年度	(以下はそれぞれの年度での実施内容を記載すること。)	
平成33年度		
平成34年度		
平成35年度		

(10~11省略)

12 経費内訳(消費税相当額を含む)

費目	内容 (品目・単価・数量等の積算内訳)	金額 (円)	左記の内訳(円)			備考
			補助対象額		補助 対象外	
			10/10以内	1/3以内		
賃金	危険箇所伐採作業(〇〇森林組合) @11,000円*1人*1日(8時間)	11,000	11,000			0.5ha作業
報償費	間伐指導者謝金(〇〇会代表者) @11,000円*1人*1日(8時間)	11,000	11,000			(理由) 当団体には間伐作業 を安全に指導できる実 務経験者がいないた め (所属・職・氏名) 〇〇地方森林組合 技術指導課長 〇〇氏
備品 購入費	チェーンソー(@70,000円×3台)	210,000	150,000		60,000	耐用年数3年 見積書添付①
合計		232,000	172,000		60,000	

## 平成 31 年度 県民参加の森林づくり促進事業 審査要領

### (目的)

第 1 この要領は、平成 30 年度県民参加の森林づくり促進事業の補助対象団体等を選定する企画審査について、必要な事項を定めるものとする。

### (審査実施機関)

第 2 審査は、いわての森林づくり県民税事業評価委員会設置要綱第 2 条により、いわての森林づくり県民税事業評価委員会（以下「委員会」という。）において行う。

### (審査方法等)

第 3 審査は、県民参加の森林づくり促進事業企画書及び関係書類等により行うこととし、必要に応じて企画応募団体（以下「団体」という。）に聞き取りや追加資料を求めることとする。

## 2 審査項目

### (1) 整合性

団体の活動内容が別表に掲げる活動内容の趣旨に合致しているものであること。

### (2) 自主性

地域住民等の自主的な取組となっていること。

### (3) 具体性

事業計画が実行可能な方法、計画及び予算等で立案されていること。

### (4) 効果性

森林への理解が深まるとともに、森林を守り育てる意識の向上や地域内外への波及効果等が見込まれること。

3 審査は、各委員が別紙審査票への記入により行う。

### (1) 整合性は次のとおり判定する。

可・・・応募内容が選定対象活動として認められる。

否・・・ ” ” 認められない。

なお、「否」と判定した場合はその理由を記載する。

(2) 自主性、具体性及び効果性は、改善点や疑問点の意見等がある場合にのみ記載する。

(3) 企画の選定は、各委員の審査結果に基づき、委員会の合議により行うこととする。

ただし、委員の過半数が整合性について「否」と判定した企画は選定しない。

(4) 事業として選定された場合でも、経費の精査や縮減等の条件を付すことがある。

### (結果通知)

第 4 知事は、委員会の選定結果に基づき、補助対象事業を決定し団体に通知する。

【別表（第3関係）】

活 動 区 分		活 動 内 容
1 森林をつくる活動	(1)森林整備活動	①未利用のまま放置されている里山林の再生及び新たな活用を図るための森林整備活動 ②川上・川下の住民団体等が連携して行う森林づくり活動 ③野生鳥獣との共生、自然植生の保全・保護を目的とした森林整備活動
	(2)森林所有者への啓発活動	森林所有者等に対して森林整備の必要性等を周知する普及啓発活動
2 多様な担い手の育成活動	人材育成活動	県民の森林整備への参加を促すために実施する、新たに森林整備活動を行う個人又は営利を目的としない団体等を対象とした森林施業等の研修活動
3 森林を学び活かす活動	県民理解を促進する活動	森林の公益的機能や森林整備の必要性などを学び、将来の森づくり活動につながる森林環境学習及びこれと連動した活動
4 森林資源を活かす活動	循環型社会形成のための県産材利用活動	①小学校、中学校又は高等学校の児童生徒等を対象に行われる森林環境学習や県産材利用意義の理解を深める取組と連動した教育施設における木材・木材製品などの県産材利用促進活動 ②木材利用による環境保全効果等を周知する普及啓発活動と連動した公共的施設における木材・木材製品などの県産材利用促進活動 ③森林公園などの森林レクリエーションを目的とした公共的施設における県産材利用促進活動
5 森林資源を沿岸被災地のために活かす活動 [被災地枠]	(1)森林資源の利用を促進する活動	森林整備活動によって産出される林産物を、沿岸被災地の支援を目的として活用する森林資源利用促進活動
	(2)県産材の利用を促進する活動	木材利用による環境保全効果等を周知する普及啓発活動と連動した沿岸被災地における木材・木材製品等の県産材利用促進活動